

政務活動費取扱いマニュアル

【改訂版】

令和3年4月

宇都宮市議会

目 次

- 1 政務活動費執行の基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 実費弁償の原則
 - (2) 使途基準の明確化
 - (3) 透明性の確保
 - (4) 積極的な情報公開
- 2 政務活動費の使途基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例
 - (2) 宇都宮市議会政務活動費の使途基準の運用に関する規程
 - (3) 科目別充当指針
 - (4) 政務活動費が使用できない経費の例示
- 3 会計手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - (1) 領収書等の証拠書類の整備
 - (2) 会計帳簿等
 - (3) 政務活動実績報告書（研修会参加，先進地調査等）
 - (4) 収支報告書への添付書類
 - (5) 残金等の返還
- 4 積極的な情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (1) 収支報告書等の閲覧制度
 - (2) ホームページ掲載
 - (3) 個人情報の取扱い
- 5 適正な運用の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (1) 研修会の開催
 - (2) 監査担当者の設置

《参考》 「政務活動費に関する条例規則等」
「政務活動費に関する様式集」（別添）

1 政務活動費執行の基本指針

(1) 実費弁償の原則

- ・政務活動費は、宇都宮市議会議員の調査研究に資するため、会派の調査研究活動に要する経費の実費を充当する。ただし、調査研究のために要した旅費は、宇都宮市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定に基づき算出した金額を充当するものとする。

(2) 使途基準の明確化

- ・政務活動費の具体的な使途を明確化するため、「科目別充当指針」を定め、充当を可とするもの、不可とするものを明示する。
- ・各会派が統一的な運用ができるよう、「政務活動費取扱いマニュアル」を定める。

(3) 透明性の確保

- ・政務活動費執行の透明性を確保するため、各会派は、議長に提出する収支報告書に領収書等の証拠書類、収入支出記入簿、科目別明細書及び実績報告書を添付する。
- ・市民に対してわかりやすい運用とするため、電話料金や自動車の燃料代など、政務活動と議員個人活動が混在している場合で、個々の活動実態により判断が難しく、市民にわかりにくいものには、充当しないこととする。按分して充当することも不可とする。

(4) 積極的な情報公開

- ・市民への説明責任の徹底や使途の透明性の向上を図るため、議長に提出された収支報告書等の閲覧制度を設けるほか、当該書類を市議会のホームページに掲載する等、政務活動費の執行状況を市民に対して積極的に公開する。
- ・政務活動費の公開においては、個人情報の保護に十分配慮するものとし、個人情報の取扱いについては、宇都宮市情報公開条例の例による。

2 政務活動費の使途基準

(1) 宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例（抜粋）

平成13年3月23日

条例第6号

(政務活動費に充てることができる経費の範囲)

第6条 会派は、政務活動費を別表に定める使途基準に従い使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものにこれを充ててはならない。

附 則（平成24年12月27日条例第45号）

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に改正前の宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

科 目	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費及び会派が他の団体の開催する研究会、研修会等に所属議員等を派遣するために要する経費
調査活動費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報広聴費	会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費並びに会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費及び会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で、会派が行う調査研究活動に必要な経費

(2) 宇都宮市議会政務活動費の使途基準の運用に関する規程

平成13年4月1日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年条例第6号）第6条に規定する政務活動費の使途基準の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第2条 政務活動費の使途基準に基づく主な支出例は、別表のとおりとし、支出できない経費の例は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交際的な経費（慶弔，餞別，病氣見舞金等）
- (2) 福利厚生に関する経費（レクリエーション経費等）
- (3) 選挙活動に関する経費
- (4) 政党活動に関する経費（党費，党大会参加費等）
- (5) その他議員個人の活動に関する経費（議員個人の活動広報紙作成費等）

2 議長は、使途基準の解釈について疑義が生ずることのないよう、必要に応じて科目別の充当指針を定めるものとする。

制定文 抄

平成13年4月1日から適用する。

改正文（平成20年2月29日議会告示第1号）抄

平成20年4月1日から適用する。

改正文（平成22年3月31日議会告示第3号）抄

平成22年4月1日から適用する。

改正文（平成24年12月27日議会告示第1号）抄

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から適用する。

別表（第2条関係）

科 目	主 な 支 出 例
研究研修費	会場費，講師謝金，出席者負担金，会費，旅費等
調査活動費	旅費等
資料作成費	印刷製本費，翻訳料等
資料購入費	図書購入費，資料購入費
広報広聴費	広報紙・報告書等印刷費，送料，会場費，茶菓子代等
人 件 費	賃金，交通費等
事 務 費	消耗品費，事務機器購入費，リース代，通信費，維持管理費等

備考 旅費は，宇都宮市議会議員の議員報酬，費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第6号）の規定を準用して算出した額を基準とする。

(3) 科目別充当指針

科目別充当指針

平成20年 2月29日議長決定
平成22年 4月 1日適用
平成25年 3月 1日適用
平成27年12月 1日適用
令和 3年 4月 1日適用

宇都宮市議会政務活動費の使途基準の運用に関する規程第2条第2項に基づき、次のとおり科目別充当指針を定める。この指針に従い、各会派は、政務活動費を適正に執行するものとする。

研究研修費

〔内容〕

- ・ 会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費
- ・ 会派が他の団体の開催する研究会、研修会等に所属議員を派遣するために要する経費

〔充当指針〕

(1) 旅費の取扱い

- ・ 旅費については、市旅費条例に基づき算定した額とする。
ただし、近県自治体（水戸市・つくば市等）での研究会、研修会等において、私有車を利用することが、会派において合理的であると判断した場合のみ、走行距離にキロ単価（25円/km）を乗じた旅費を支給する。
- ・ 訪問先の市内間移動のバス、電車等は日当（出張雑費）で対応するが、日当（出張雑費）の2分の1を超える額は充当を可とする。
- ・ タクシーは、他に交通手段がないなど特に必要がある場合に利用を可能とし、基本的に日当（出張雑費）で対応するが、日当（出張雑費）の2分の1を超える額は充当を可とする。

※日当（出張雑費）：目的地内を巡回する場合の交通費及び諸雑費を賄う旅費（議員報酬条例に定める日当を適用する）

(2) 参加費の取扱い

- ・ 研究会、研修会等への参加費（会費）については、会費が明確に定められ、その金額が社会通念上妥当な場合に充当できるものとする。また、参加費への充当額は、宿泊を伴う会議など特別な場合を除き30,000円を上限とする。

(3) 充当を可とする経費

- ① 旅費（市の基準で算出した額（宿泊費－14,800円））
- ② 訪問先の市内間移動のバス代、電車代等で1人1,500円を超える額。また、特に必要がある場合のタクシー代で、1人1,500円を超える額（端数切捨）
- ③ 高速道路、有料道路料金、駐車場料金（会派が調査研究のため必要と認めたものに限る。市内及び市外も可）
- ④ 研究会、研修会等への参加費（宿泊を伴う会議等を除き、30,000円以内）
- ⑤ 会派が研究会等を開催するための会場費、講師謝金
- ⑥ 調査研究にかかる資料作成に要する経費
- ⑦ 識者との意見交換会や懇談会に要する茶菓子代、昼食代

(4) 充当を不可とする経費

- ① 自家用車の燃料代
- ② 飲食を主たる目的とする懇談会・懇親会に要する経費

- ③ 飲酒を伴う懇親会・懇談会に要する経費
- ④ 会派内の会議や打合わせの際の昼食代
- ⑤ 会派内や議員間での懇談，懇親を目的とした会合に要する経費
- ⑥ 議会内の親睦団体の経費
- ⑦ 海外視察旅費
- ⑧ 観光を目的とする旅費

調査活動費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査，又は現地調査に要する経費

〔充当指針〕

(1)旅費の取扱い

- ※ 研究研修費に同じ

(2)充当を可とする経費

- ①政策立案のためのコンサルタント委託等に要する経費

- ※ 研究研修費に同じ

(3)充当を不可とする経費

- ※ 研究研修費に同じ

資料作成費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動に必要な資料作成に要する経費

(1)充当を可とする経費

- ① 資料作成に必要な印刷製本費，翻訳料
- ② 調査研究のための必要な資料作成費
- ③ 資料作成に必要な消耗品費

(2)充当を不可とする経費

- ① 選挙運動の資料作成に要する経費
- ② 政党活動用の資料作成に要する経費
- ③ 後援会活動の資料作成に要する経費

資料購入費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

〔充当指針〕

(1)資料購入費の取扱い

- ・ 図書や資料等の購入は、会派が調査研究のため使用するものに限る。

(2)充当を可とする経費

- ① 会派控室用新聞代（スポーツ紙や娯楽紙は不可）
- ② 法令等に関する図書の購入費
- ③ 会派用の住宅地図や県職員録などの資料購入費
- ④ その他会派が行う調査研究活動に必要な資料購入費

(3)充当を不可とする経費

- ① 自宅用の新聞代
- ② 選挙活動や政党活動に使用する資料等の購入費
- ③ 議員が所属する政党の機関紙等の購入費
- ④ 週刊誌や漫画など調査研究活動に関連しない雑誌等の購入費
- ⑤ その他調査研究に適さない図書、雑誌等の購入費

広報広聴費

〔内容〕

- ・ 会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について、市民に報告するために要する費用
- ・ 会派が市政及び会派の政策等に対する要望、意見を市民から聞くための会議等に要する経費

〔充当指針〕

(1)広報広聴費の取扱い

- ・ 広報広聴費は、会派が行う広報広聴活動の経費に限る。
- ・ 議員個人の活動の広報紙や後援会と共同発行する広報紙等には充当しない。按分して充当することも不可とする。
- ・ 広報紙やホームページは、会派に限る。（1人会派の充当を可とする。ただし、他の会派との公平性を図るため、議員名等個人を特定する表現はできないものとする。）

(2)充当を可とする経費

- ① 会派広報紙や会派ホームページに要する経費
- ② 広報広聴のための資料作成に要する印刷製本費
- ③ 会派の市政報告会や広聴会開催の会場借上費
- ④ 広報広聴のための会議等における茶菓子代

(3)充当を不可とする経費

- ① 政党活動に要する費用
- ② 後援会活動など、議員個人の活動に要する費用
- ③ 街頭演説に要する費用
- ④ 議員個人のホームページに要する費用

人 件 費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

〔充当指針〕

(1)人件費の取扱い

- ・ 人件費は、調査研究活動業務に専任する者に限り、充当を可とする。
- ・ 会派の一般事務や会計事務を補助する者へは充当しない。一般事務や会計事務と兼務する場合に按分して充当することも不可とする。
- ・ 議員の家族や親族には充当しない。

(2)充当を可とする経費

- ① 調査研究活動にかかる臨時職員の賃金、通勤手当等（アンケート調査、街頭調査など）
- ② 研修会参加や視察調査先等の検討のための資料作成や報告書作成を補助する者の人件費

(3)充当を不可とする経費

- ① 議員家族、親族への充当
- ② 調査研究活動業務に専任する者以外への充当
- ③ 会派の一般事務を補助する者の人件費
- ④ 会派の政務活動費や諸経費の会計事務を補助する者の人件費

事 務 費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費
- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費

〔充当指針〕

(1)事務費の取扱い

- ・ 事務所に要する経費は、市庁舎議会棟会派控室の経費に限る。個人の事務所や自宅用の経費には充当しない。
- ・ 消耗品、備品等は、会派が購入し使用するものに限るものとし、自宅用のパソコン、電話、個人携帯電話、消耗品には充当しない。ただし、会派が個人に専有して使用させることは可とする。

(2)充当を可とする経費

- ① 消耗品費（文房具、コピー用紙等）
- ② 備品購入費（会派控室のパソコン、ファックス、プリンタ、デジタルカメラ等）
- ③ 事務機器賃借料（会派控室のコピー機、ファックス等）
- ④ 通信費（会派控室のインターネット接続料、テレビ使用料）

(3)充当を不可とする経費

- ① 個人事務所等の賃借料や維持管理経費（光熱水費等）
- ② 自宅用の消耗品購入費
- ③ 自宅用のパソコン等備品購入費
- ④ 自宅用電話料金、個人用携帯電話料金
- ⑤ タブレット端末の購入費、賃借料、通信費
ただし、政務活動費によりすでにタブレットを導入し、解約に伴う違約金等が契約期間満了までの通信費等の総額より高額となる場合においては、この限りでない。

(4) 政務活動費が使用できない経費の例示

宇都宮市議会政務活動費の使途基準の運用に関する規程第2条第1項各号に定める、「政務活動に使用できない経費」の具体的な例示は、次のとおりとする。

区 分	使用できない経費（例示）
(1) 交際的な経費	①香典,祝金,寸志など慶弔や冠婚葬祭,祝賀会出席に要する経費 ②病氣見舞い,餞別,中元,歳暮,年賀状等の儀礼に要する経費 ③檀家総代会,地域の祭事等の宗教活動に要する経費 ④議員が他の団体の役職を兼ね,その団体の理事会や役員会,総会等への出席に要する経費
(2) 福利厚生に関する経費	①観光,レクリエーション,私的な旅行等に要する経費 ②親睦会や飲食を目的とした会合,レクリエーション大会等に要する経費
(3) 選挙活動に関する経費	①選挙運動及び選挙活動に要する経費 ②国政選挙等の支援活動,選挙関係資料作成等に要する経費
(4) 政党活動に関する経費	①党大会への出席に要する経費,党大会賛助金等に要する経費 ②政党にかかる県連活動に要する経費 ③政党の広報紙,パンフレット,宣伝等の印刷発送等に要する経費 ④政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費（人件費を含む）
(5) その他議員個人の活動に関する経費	①市内や地域の諸団体の会議,会食等の出席に要する経費 ②起工式や竣工式等への出席に要する経費 ③自動車の購入や維持管理に要する経費 ④事務所の購入や維持管理に要する経費 ⑤公職選挙法に規定する寄付禁止など,法令の制限に抵触する経費 ⑥調査研究活動に直接必要としない備品や消耗品等の購入に要する経費（冷蔵庫,美術品,衣服等）

3 会計手続き

(1) 領収書等の証拠書類の整備

- ・各会派は、支出を証明する書類として、領収書、レシート、受領書、振込受領書、その他これらに代わる書類を徴するものとする。
- ・会派の経理責任者は、何らかの理由によりやむを得ず、領収書等を取得できない場合にあっては、会派の代表者が支払を証明する「政務活動費支出証明書」の作成をもってこれを代えることができる。
- ・交通費等市の旅費条例に基づき算定した経費については、「政務活動費旅費等計算書」を添付する。

(2) 会計帳簿等

- ・各会派は、年度ごとに次の会計帳簿を整備し、5年間保管する。
 - ア 政務活動費収入支出記入簿
 - イ 政務活動費科目別明細書
 - ウ 領収書等の写し
 - エ 政務活動実績報告書

(3) 政務活動実績報告書（研修会参加、先進地調査等）

- ・会派は、研究研修費及び調査活動費において、他の団体の開催する研究会、研修会等への所属議員等の派遣、先進地調査又は現地調査等を行ったときは、「政務活動実績報告書」を作成しなければならない。

(4) 収支報告書への添付書類

- ・各会派は、年度末の精算時に議長あて提出する収支報告書に、次の書類を添付する。
 - ア 領収書等の原本
 - イ 政務活動費収入支出記入簿
 - ウ 政務活動費科目別明細書
 - エ 政務活動実績報告書

(5) 残金の返還

- ・各会派は、交付された政務活動費に残金が生じた場合は、精算の上、市に返還する。また、残金を超える支出には充当しないこととする。
- ・議長に提出された収支報告書の内容を確認した結果、使途基準に該当しない経費が含まれていた場合は、各会派は、収支報告書を修正の上、該当金額を市に返還するものとする。
- ・各会派は、政務活動費の保管中に預金利子が生じた場合は、預金利子分を市に返還する。

4 積極的な情報公開

(1) 収支報告書等の閲覧制度

- ・宇都宮市議会政務活動費収支報告書及び政務活動実績報告書等の閲覧に関する規程に基づき、議長に提出された収支報告書、収入支出記入簿、科目別明細書、政務活動実績報告書、領収書等証拠書類、及び執行状況一覧について、情報公開条例による手続きを経ることなく市民が閲覧できるとする。(閲覧期間：5年)

(2) ホームページ掲載

- ・市議会のホームページに、(1)に掲げる書類を掲載する。(掲載期間：5年)

(3) 個人情報の取扱い

- ・政務活動費の公開においては、個人情報の保護に十分配慮するものとし、取扱いについては、宇都宮市情報公開条例の例によるものとする。

5 適正な運用の確保

(1) 研修会の開催

- ・議長は、使途基準に基づく適正な執行を確保するため、各会派の経理責任者、監査担当者を対象とした研修会を開催する。

(2) 監査担当者の設置

- ・適正な運用を確保するため、2人以上の会派は、政務活動費執行の会計処理を監査する監査担当者を置く。